## SPC法事務ガイドライン新旧対照表

改 正 後	現行
10A - 6 その他	10 A - 6 その他
租税特別措置法第83条の4第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の6第1項に規定する証明書の発行及び地方税法附則第11条第12項の規定に基づく不動産取得税	租税特別措置法第83条の4第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の6第1項に規定する証明書の発行及び地方税法附則第11条第13項の規定に基づく不動産取得税
の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の9に規定する証明書 の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。	の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。
なお、租税特別措置法第83条の4第1項の規定の適用を受ける ことができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意	なお、租税特別措置法第83条の4第1項の規定の適用を受ける ことができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意
するものとする。	するものとする。

改正後	現行
別紙様式8(ひな型) (日本工業規格A4)	別紙様式8(ひな型) (日本工業規格A4)
証明申請書	証明申請書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
財務(支)局長 殿	財務(支)局長 殿
申請者 本 店 商 号 (会社名) 取締役 (氏名) 印	申請者 本 店 商 号 (会社名) 取締役 (氏名) 印
申請者が と 年 月 日をもって売買契約(請負契約)を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第12項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。 添付書類:不動産売買契約書(写)等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。: 地方税法施行令附則第7条第7項の要件を満たすことを証する書面	申請者が と 年 月 日をもって売買契約(請負契約)を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第13項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。 添付書類:不動産売買契約書(写)等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。:地方税法施行令附則第7条第7項の要件を満たすことを証する書面
証明書	証明書
1.申請者は、地方税法(以下「法」という)施行令附則第7条第6項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2.申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則 <u>第11条第12項</u> に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第7項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。 同項第1号に該当する場合 100分の 同項第2号に該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の ) 3.申請者の上記2.に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。	1.申請者は、地方税法(以下「法」という)施行令附則第7条第6項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2.申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第13項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第7項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。 同項第1号に該当する場合 100分の同項第2号に該当する場合 100分の(当該不動産取得前 100分の) 3.申請者の上記2.に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。
以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 印	以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 印
(略) (別紙)	(略) (別紙)